

仕様書

1. 件名

コミュニティでのつながりのきっかけ支援のためのコンテンツ製作

2. 研究の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という)人工知能研究センターでは、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)「コミュニティと共進化するデジタルツインによる次世代型包摂的まちづくり手法と包摂性評価指標の開発」において、包摂的まちづくり手法を研究している。包摂的なまちづくりのために、コミュニティでのつながりづくりを支援するための仕組みづくりに関する研究を行っている。

3. 本件の概要

コミュニティでのつながりづくりを支援する方法の1つとして、住民の課題を共有したり、住民の課題を引き出すためのコンテンツを準備し、それをもとに会話やつながりのきっかけづくりを行う方法が考えられる。本件は、その具体例として、子どもの事故を対象として、家庭内での事故や対策に関するイラストを製作するものである。

4. 仕様内容

- ・ 家庭内での子どもの特徴的な事故に関して、発達段階ごとに事故の状況及び対策に関するイラストを以下の条件を満たすように製作すること。
- ・ 家全体を俯瞰できるイラストを製作すること。部屋は、リビング、ダイニング・キッチン、風呂場、洗面所、寝室、階段、ベランダを含むこと。各部屋で一般的に設置されている設備や大型の家具(バスタブ、シャワー・水栓、洗面台・鏡、キッチン台、シンク、コンロ、ダイニング用テーブル、リビング用ソファ及びテーブル、窓、エアコンの室外機、大人用ベッド、エアコンなど)を含むこと。
- ・ 発達段階は4段階(はいはい前、はいはい、つかまり立ち、歩く)とし、それぞれに特徴的な事故について、別途指定するリストを元に、事故状況を表すイラスト及び対策に関するイラストを35点製作すること(イメージは下図のとおり)。家を俯瞰するイラストを背景とし、その上もしくは周囲に配置できるようにイラスト製作すること。発達段階4段階ごとに、家を俯瞰するイラストと事故状況のイラストを組み合わせたイラスト、家を俯瞰するイラストと対策のイラストを組み合わせたイラストを製作すること。
- ・ 事故状況の事故原因(危険因子)となる家具や物体について、全体で20点製作し、適宜対応する事故状況や対策のイラストを製作する際に、家を俯瞰するイラストに配置すること。
- ・ 事故状況や対策のイラストは必要に応じて、子ども、環境、保護者(両親など)から構成され、事故状況を説明する短文を含めること。
- ・ イラストデータは、Adobe Illustrator の AI ファイル、EPS ファイルなどの編集可能な形式とすること。具体的な形式については、調達請求者と協議して決定すること。
- ・ 詳細については、調達請求者と綿密に協議して進めること。



5. 貸与品

特徴的な事故に関する事故状況などを記載したリストのファイル

6. 納入物品

下記を電子データ(メール等)で納入すること。

- ・ コミュニティでのつながりのきっかけ支援のためのコンテンツ 一式

7. 納入期限及び納入場所

- ・ 納入期限: 令和7年3月26日
- ・ 納入場所: 東京都江東区青海2-4-7
産業技術総合研究所 人工知能研究センター
臨海副都心センター 別館8階8107室

8. 納入の完了

本件は「6. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様書を満たしていることを確認して、納入の完了とする。

9. 成果の取扱い

- (1) 産総研は、請負者が本件により得られた技術上の成果のうち産総研が指示するもの(以下「成果」という。)についての利用及び処分に関する権利を専有するものとする。
- (2) 請負者は、成果に係る著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び意匠登録を受ける権利を産総研に譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 請負者は、契約条項に定める検査に合格後、直ちに別紙様式による著作者財産権譲渡証書及び著作者人格権不行使証書を産総研に提出しなければならない。
- (4) 請負者は、産総研に対し、納品した成果品が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとする。なお、納品した成果品について、第三者の権利侵害の問題が生じ、その結果、産総研又は第三者に費用や損害が生じた場合は、受注者は、その責任と負担においてこれを処理するものとする。

10. 付帯事項

- (1) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- (2) 本仕様書の技術的内容に関する質問等については、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者との協議のうえ決定する。

別紙様式

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

著 作 者 財 産 権 譲 渡 証 書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

請 負 者
住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

件 名

上記契約により作成した成果の所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、国立研究開発法人産業技術総合研究所に譲渡したことに相違ありません。ただし、上記契約締結前に自己所有していた権利は除くものとします。

著作者人格権不行使証書

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

請 負 者
住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

件 名

上記契約により作成した成果の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）に係わる著作者人格権を行使しないことを約束します。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の承認を得るものとします。